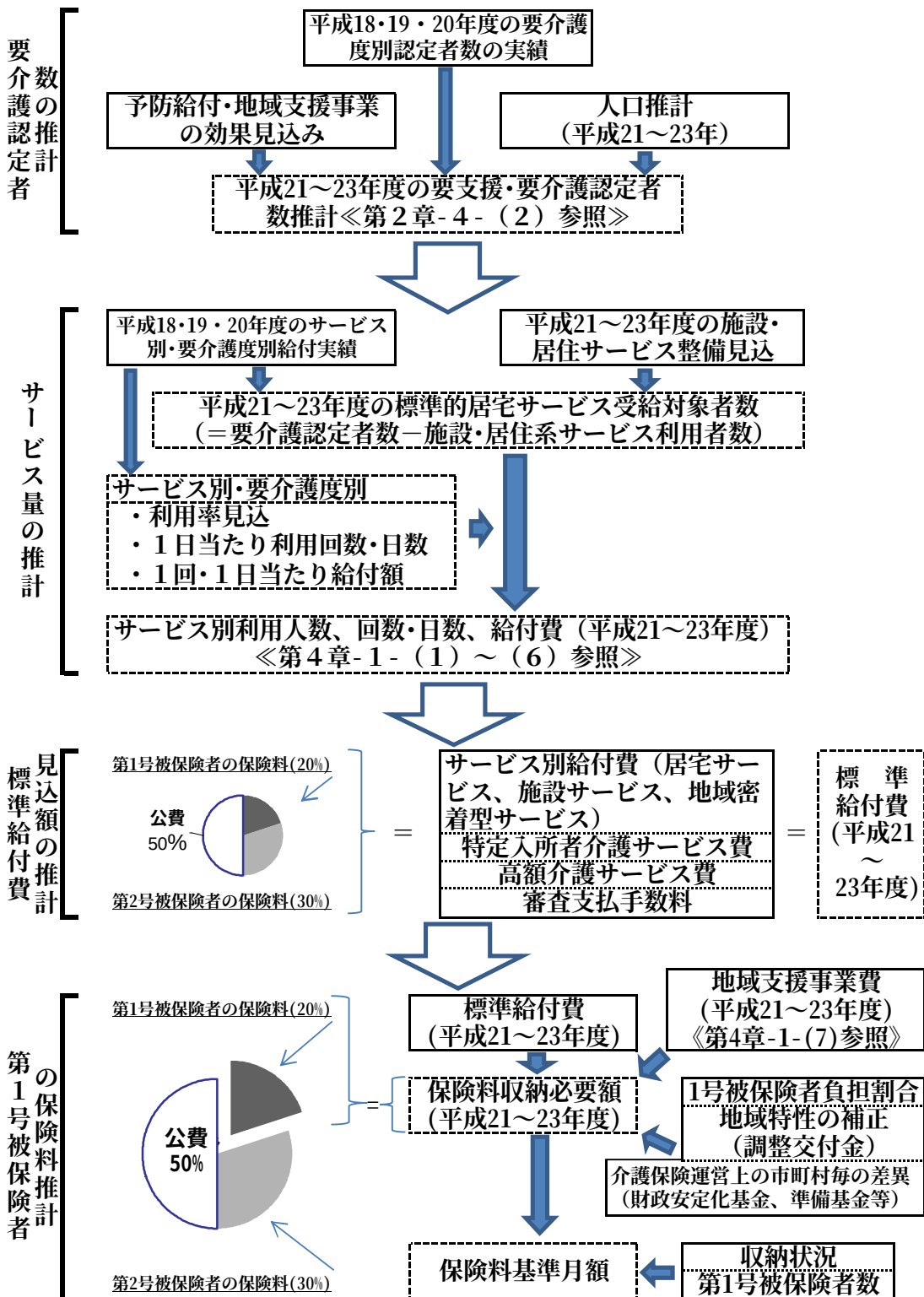


第5章 介護保険事業費の見込み 及び 第4期保険料設定

1 第4期保険料の算出手順

(1) 概要 (→ 入力 → 出力)



(2) 標準給付費の算出

居宅サービス及び施設・居住系サービス等の見込みに基づいて、平成21年度から平成23年度までの介護保険のサービス全体の給付費を算出します。

◎標準給付費の見込み

	第4期介護保険事業計画期間 平成21～23年度
サービス別給付費	11,832,501,417円
居宅サービス	5,781,935,315円
施設サービス	4,186,721,982円
地域密着型サービス	1,317,550,655円
介護予防サービス	535,336,031円
介護予防地域密着型サービス	10,957,434円
特定入所者介護サービス費等給付費	379,193,222円
高額介護サービス費等給付費	241,058,257円
審査支払手数料	13,290,030円
標準給付費見込額	12,466,042,926円

(3) 地域支援事業費の算出

各年度の標準給付費（審査支払手数料を除く。）の3%として、平成21年度から平成23年度までの地域支援事業費を算出します。

◎地域支援事業費の見込み

	第4期介護保険事業計画期間 平成21年度～平成23年度
地域支援事業費	373,581,000円

(4) 保険料収納必要額の算出

標準給付費及び地域支援事業費のうちの平均20%(平成21年度～平成23年度予定)にあたる金額を、第1号被保険者がどのように負担するかを決めます。

平成21年度から平成23年度までの第1号被保険者の保険料に影響する要素として、次のものがあります。

① 調整交付金

後期高齢者数や所得水準などの違いによる保険料の額への影響を標準化し、介護保険財政の安定化を図るものです。

全国の平均値との比較により、交付金の額が変動します。

ア 後期高齢者加入割合補正係数

表1 後期高齢者加入割合補正係数の算出に係る係数（全国平均）

前期高齢者加入割合	52.13%	… A
後期高齢者加入割合	47.87%	… B
前期高齢者の補正要介護者等発生率	4.69%	… C
後期高齢者の補正要介護者等発生率	30.07%	… D

表2 柏原市の前期・後期高齢者加入割合

前期高齢者加入割合	58.78%	… E
後期高齢者加入割合	41.22%	… F

補正係数算出式

$$\frac{A \times C + B \times D}{E \times C + F \times D} = 1.1114$$

イ 所得段階別加入割合補正係数

表3 所得段階別加入割合補正係数の算出に係る係数（全国平均）

所得段階別加入割合		
第1段階	2.40%	… G
第2段階	16.80%	… H
第3段階	11.50%	… I
第4段階	32.30%	
第5段階	22.20%	… J
第6段階	14.80%	… K
合 計	100.00%	

表4 柏原市の所得段階別加入割合

所得段階別加入割合		
第1段階	2.70%	… L
第2段階	18.40%	… M
第3段階	11.30%	… N
第4段階	28.80%	
第5段階	24.20%	… O
第6段階	14.60%	… P
合 計	100.00%	

補正係数算出式

$$1 - \{(L-G) \times 0.5 + (M-H) \times 0.5 + (N-I) \times 0.25 - (O-J) \times 0.25 - (P-K) \times 0.5\} \\ = 0.9950$$

ウ 調整交付金見込率＝ 2.88%

エ 調整交付金見込額

	第4期介護保険事業計画期間 平成21年度～平成23年度
調整交付金見込額	359,022,000円

② 財政安定化基金

国、都道府県及び市町村が原資を負担し、都道府県が設置する基金で、市町村に交付、貸与することにより保険財政の安定化を図るものです。

大阪府介護保険財政安定化基金条例第2条に規定されています。

財政安定化基金拠出率… 0.0 %

③ 第3期準備基金取崩額

第3期事業運営期間において、事業費の剰余金を準備基金に積み立てた額を取り崩して第4期事業計画の給付費に充てます。

第3期準備基金取崩額… 97,462,069 円

④ 介護従事者処遇改善臨時特例基金取崩額

介護従事者の処遇を改善するために平成21年4月から介護報酬が改定されますが、それに伴う介護保険料の増額分を抑制するために交付される介護従事者処遇改善臨時特例交付金を基金に積み立てし、平成21年度～平成23年度に取り崩し、保険料を軽減します。

介護従事者処遇改善臨時特例基金取崩額… 36,186,661 円

(5) 第1号被保険者の保険料基準額の算出

保険料収納必要額

式 第1号被保険者負担分及び
調整交付金合計相当額

3,191,226,932円

－ 調整交付金見込額

359,022,000円

＋ 財政安定化基金拠出金見込額

0円

－ 第3期準備基金取崩額

97,462,069円

－ 介護従事者処遇改善臨時特例基金取崩額

36,186,661円

＋ 市町村特別給付等(独自減免見込額)

2,823,000円

= 2,701,379,202円

保険料基準月額

式

保険料収納必要額

2,701,379,202円

÷ 予定保険料収納率

98.10%

÷ 所得段階別加入割合補正後被保険者数

47,100.74人

÷ 12月分

= 4,872円

※介護従事者処遇改善臨時特例交付金による軽減がない場合

保険料収納必要額（介護従事者処遇改善臨時特例基金取崩額を除く。）

$$= 2,737,565,863\text{円}$$

保険料基準月額

式

$$\text{保険料収納必要額} \quad \boxed{2,737,565,863\text{円}}$$

$$\div \text{予定保険料収納率} \quad \boxed{98.10\%}$$

$$\div \text{所得段階別加入割合補正後被保険者数} \quad \boxed{47,100.74\text{人}}$$

$\div 12\text{月分}$

$$= \boxed{4,937\text{円}}$$

$$\text{軽減額} : 4,937\text{円} - 4,872\text{円} = 65\text{円}$$

介護従事者処遇改善臨時特例交付金により保険料基準額（月額）を、65円軽減しています。

2 第1号被保険者の保険料について

(1) 保険料段階について

第4期計画期間中は、制度改正により第3期の第4段階（市民税世帯課税で本人非課税の方）のうち「課税公的年金等収入金額＋合計所得金額」が80万円以下の方について、新たに段階を設け負担軽減を行うことができるようになりました。また、第3期の第5段階（市民税課税の方）以上の階層につきましても、地域の実情に応じた弾力的な段階設定ができることとなっています。

これらの制度改正などを受けまして、本市におきましては、被保険者の負担能力に応じた、よりきめ細やかな段階及び保険料率を設定するため、段階数を全体で9段階とします。

	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階			
第3期	生活保護・老齢福祉年金受給者で世帯非課税	世帯非課税で、(課税公的年金等収入金額＋合計所得金額)が80万円以下	世帯非課税で、第1段階及び第2段階以外の方	本人非課税、世帯の誰かが課税	本人課税、合計所得金額が200万円未満	本人課税、合計所得金額が200万円以上			
乗率	×0.50	×0.50	×0.75	×1.00	×1.25	×1.50			
	⇓	⇓	⇓	⇓	⇓	⇓	⇓	⇓	⇓
	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階	第8段階	第9段階
第4期	生活保護・老齢福祉年金受給者で世帯非課税	世帯非課税で、(課税公的年金等収入金額＋合計所得金額)が80万円以下	世帯非課税で、第1段階及び第2段階以外の方	本人非課税、世帯の誰かが課税で、(課税公的年金等収入金額＋合計所得金額)が80万円以下の方	本人非課税、世帯の誰かが課税で、(課税公的年金等収入金額＋合計所得金額)が80万円を超える方	本人課税、合計所得金額が125万円以下	本人課税、合計所得金額が125万円を超え、200万円未満	本人課税、合計所得金額が200万円以上、400万円未満	本人課税、合計所得金額が400万円以上
乗率	×0.50	×0.50	×0.75	×0.88	×1.00	×1.13	×1.25	×1.50	×1.70

所得段階の見直しの内容は、次のとおりとなっています。

第4段階、すなわち世帯が課税で本人非課税の方について、段階を細分化して、課税公的年金等収入金額と合計所得金額の合計額が80万円以下の方について、負担の軽減を図ることとし、乗率を標準の1.00から0.88に引き下げました。

第5段階以上の階層、すなわち市民税課税の方につきましても、第3期までは200万円を境に第5段階と第6段階の二つの段階に分けていましたが、被保険者の負担能力に応じた、よりきめ細やかな段階及び保険料率を設定することとし、第4期におきましては、125万円、200万円、400万円を境とした四つの段階を設定しまして、乗率をそれぞれ1.13、1.25、1.50、1.70としました。

第3期の保険料の激変緩和措置に係る段階については、次のとおりとなります。

第3期	第4段階		第5段階		
	本人非課税、世帯の誰かが課税		本人課税、合計所得金額が200万円未満		
	《経過措置》 第2→4段階	《経過措置》 第3→4段階	《経過措置》 第2→5段階	《経過措置》 第3→5段階	《経過措置》 第4→5段階
	乗率 ×0.83	乗率 ×0.91	乗率 ×1.00	乗率 ×1.08	乗率 ×1.16
⇓ ⇓ ⇓ ⇓ ⇓					
第4期	第4段階	第5段階	第6段階		
	本人非課税、世帯の誰かが課税で、(課税公的年金等収入額＋合計所得金額)が80万円以下の方	本人非課税、世帯の誰かが課税で、(課税公的年金等収入額＋合計所得金額)が80万円を超える方	本人課税、合計所得金額が125万円以下		
	乗率 ×0.88	乗率 ×1.00	乗率 ×1.13		

(2) 保険料について

第4期計画期間中における第1号被保険者の保険料は、下表のとおりとなります。

	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階	第8段階	第9段階
第4期	生活保護・老齢福祉年金受給者で世帯非課税	世帯非課税で、(課税公的年金等収入額+合計所得金額)が80万円以下	世帯非課税で、第1段階及び第2段階以外の方	本人非課税、世帯の誰かが課税で、(課税公的年金等収入額+合計所得金額)が80万円以下の方	本人非課税、世帯の誰かが課税で、(課税公的年金等収入額+合計所得金額)が80万円を超える方	本人課税、合計所得金額が125万円以下	本人課税、合計所得金額が125万円を超え、200万円未満	本人課税、合計所得金額が200万円以上、400万円未満	本人課税、合計所得金額が400万円以上
月額	2,436円	2,436円	3,654円	4,287円	4,872円	5,505円	6,090円	7,308円	8,282円
年額	29,233円	29,233円	43,849円	51,449円	58,465円	66,065円	73,081円	87,697円	99,389円
乗率	×0.50	×0.50	×0.75	×0.88	×1.00	×1.13	×1.25	×1.50	×1.70

第3期と第4期の基準月額保険料の負担内訳は、次の表のとおりとなります。

◇第3期基準月額保険料の負担内訳 ◆第4期基準月額保険料の負担内訳

(平成18年度～平成20年度) (平成21年度～平成23年度)

	保険料賦課額	月額A	保険料賦課額	月額B	B-A
保険給付費	2,111,064,449	4,182	2,541,497,029	4,496	314
介護給付費	1,915,613,358	3,795	2,300,959,828	4,070	275
予防給付費	92,728,932	184	111,374,814	197	13
高額介護サービス費	26,206,638	52	49,145,414	87	35
特定入所者介護サービス費	73,909,419	146	77,307,487	137	△9
審査支払手数料	2,606,102	5	2,709,486	5	0
地域支援事業費	50,524,893	100	76,163,303	135	35
拠出金	11,376,786	23	0	0	△23
償還金	49,796,126	99	0	0	△99
特別給付	2,625,393	5	2,877,676	5	0
調整交付金乖離額	225,659,484	447	269,398,722	477	30
保険料賦課額計(基金充当前)	2,451,047,131	4,856	2,889,936,730	5,113	257
準備基金				△176	△176
介護従事者処遇改善臨時特例基金				△65	△65
保険料基準額		4,856		4,872	16

(3) 介護従事者処遇改善臨時特例交付金による保険料の軽減について

介護従事者の処遇を改善するために平成21年4月に介護報酬が改定されますが、これに伴う介護保険料の増額を抑制することを目的とした介護従事者処遇改善臨時特例交付金を活用して保険料を軽減します。

この特例交付金の充当方法としては、段階的に平成21年度は、介護報酬改定による増額分の全額、平成22年度は、改定による増額分の2分の1を交付金によってまかなうという方法もありますが、この場合、第4期計画期間中毎年、介護保険料が変わります。

このため、通期的に安定した財源確保を可能にし、3年を通じて財政の均衡を保てるよう支出及び収入状況等を勘案して保険料率を設定するという介護保険制度の主旨に則り、3年間にわたり特例交付金を充当することにより、保険料額を3年間同額にする方法をとっています。